

国内更生関係施設視察研修会実施要領

【目的】

生活保護受給者が210万人を超え戦後最大を更新し続けるなか、ホームレス自立支援法の制定より10年目を迎え5年間の延長が決定された。この10年間の社会情勢の変化、対象者像の変化に直面する今日、更生関係施設のこれからのあり方が問われている。

東京都内の更生施設をはじめ宿所提供施設、宿泊所、路上生活者自立支援センターも利用希望者の減少や施設見学後の入所キャンセル、利用者の質的变化などへの対応くいが求められている。このような状況に対して、大阪市内の更生関係施設を視察し、関係者と意見交換をおこなうことで大都市に共通する課題を把握し、これからの更生関係施設の支援の方向性を探る。また、厚生関係施設だけでなく、児童・女性福祉部会に所属する施設職員が参加し、法人、施設を越えた職員間の情報交換と親睦を図りたい。

【日程】

平成24年12月 6日（木）～12月 7日（金）

12月6日（木）

8：45	東京駅在来線改札内【新幹線中央乗換口（東海道・山陽）】に集合
9：20	東京駅発 のぞみ217号
11：53	新大阪着
12：00	2班に分かれて視察先に移動
12：30～ 15：45	※施設到着後昼食 A班：更生・救護施設淀川寮 → 自立支援センターおおよど B班：自立支援センター おおよど → 更生・救護施設淀川寮
16：00	宿泊先へ移動
17：45	チサンホテル 心齋橋着 休憩
18：30	視察先の施設長を交えて意見交換会

12月7日（金）

8：30	2班に分かれて視察先に移動
9：15～ 13：30	A班：ホーリーホーム → 東さくら園 B班：東さくら園 → ホーリーホーム ※施設出発前に昼食
13：45	新大阪駅へ移動
15：00	新大阪駅で解散

交通機関等の事情により時間に変更になる場合があります。

【対象及び定員】

東社協更生福祉部会に所属する保護施設等の施設長、生活相談員等 40名

また、東社協各部会に所属する乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設、婦人保護施設の職員の参加も可能。

【訪問見学先】

A：自立支援センターおおよど（大阪市北区長柄西 1-1-37. 電話：06-6354-7471）

ホームレス自立支援法に基づく単身男性の入所施設。

B：更生救護施設淀川寮（大阪市東淀川区大桐 4-3-24. 電話：06-6329-2200）

生活保護法に基づく更生・救護施設。男性単身の入所施設。

併設の自立支援センターや大阪市の居宅移行支援事業の利用者もあり約 250 名が入所

C：ホーリーホーム（大阪市平野区加美北 7-1-30. 電話：06-6791-8236）

生活保護法に基づく救護施設。女性の入所施設。

D：東さくら園（大阪市東成区中本 4-1-21. 電話：06-6972-6010）

児童福祉法に基づく母子生活支援施設。18才未満の子どもを養育している母子家庭等の入所施設。